

平成26年2月14日

厚労省への立替金及び貸付金請求に関する経緯

この度、厚労省に対して、立替金及び貸付金請求を東京簡裁にて行うことといたしましたので、以下の通り、経緯などにつきまして、ご報告申し上げます。

平成22年10月のNHKによる報道により、フィリピンにおける戦没者遺骨帰還事業は中断されたままとなっておりますが、その間一人でも多くの戦没者帰還実現のため厚労省と共同歩調を取って参りましたが、空援隊の厚労省に対する立替金の総額が3000万円以上になり、その支払について「単年度会計と予算不足のため1回では支払うことはできない。分割にして支払う。」という当初の約束が実行されてきませんでした。(但し、相手の立場と言い分を尊重して、文書にはしていません。)

しかしながら、平成25年9月に、厚労省社会援護局援護企画課外事室前任者をご退官された後、我々との間で交わされた約束が、新任の室長から撤回されるという事態が出来しました。数度に亘って面会し、電子メールなどで解決について要請もしましたが、まともな返答はなく、その態度は不誠実であり続けました。

仕方なく平成26年1月16日には内容証明郵便にて、厚労省に返済を求めましたが、これに対する返答も一切ありません。

平成26年2月12日には、当法人が参画しております戦没者遺骨早期収容促進協議会小西理事長による仲裁についても「空援隊とお互いの信頼はもうない」(古都賢一厚生労働審議官)との発言があり、話し合う余地はないものと判断する運びとなりました。

その余の訴訟も準備を始めており、最終的には、5件程度の訴訟に発展する可能性もあります。

特定非営利活動法人
空援隊

(1) フィリピンにおけるご遺骨情報収集と諸問題

当法人は、設立（平成18年6月）以来、現地におけるご遺骨情報調査活動を行って参りました。

平成19年1月にはフィリピン現地事務所を設置し、常駐および臨時スタッフを雇用し、ご遺骨の所在、発見状況、推定個体数などについて厚労省に情報提供を行い、政府による収集団派遣を要請しました。

当時は、厚労省側から「ご遺骨を発見した場合、政府派遣団が収集に行くまでは、手を触れずに、そのままにしておくように」との要請があり、当法人は、ご遺骨を現場確認した後、土地所有者や発見者に対して「後日、日本政府派遣団が来るからそれまで保管して待っていて下さい。」とのお願いをして回りました。その際、保管や情報収集にかかる必要な経費を当法人が負担しておりました。

（一例：平成19年3月、セブ島に政府収集団が派遣された際、フィリピン現地作業員への日当は、1人当たり1000ペソまでしか支払えないという理由から当法人が不足分の総額15万円程を負担しました。厚労省の遺骨帰還事業において、同省から委託を受けている期間もそれ以外の期間も、事業実施に必要な支出と認められるにも関わらず、民間の当法人が同省の費用を肩代わりする同様の事象は設立時から現在までフィリピンやサイパンなどにおいても存在します。）

このような負担を我々がしなかった場合、日本政府派遣団はご遺骨の収容を放棄するということが多々あり、仕方なく、我々が負担してきたものです。

政府収集団の派遣には、ご遺骨発見から1年以上かかることも多く、自然被害による遺骨の散逸の他に盗難が発生したり、住民から「派遣団到着までの現状維持のために、田畑を耕せなかったり、家の増改築ができなかったり経済的な問題が出る」「日本政府は本当に収集に来るのか信用できない」といった苦情が多数寄せられることとなり、その都度、当法人が現地で借り受ける形（現地住民住宅やリゾートホテルなどを借り上げる方式）で費用負担を行いました。

この費用について、厚労省は、ご遺骨の適切な収容と政府派遣団としての実績のためにも必要な措置であることは認めつつも、支出名目に適当なものがないという理由で、支払われることはありませんでした。

その総額は、平成19年度から20年度にかけて、数百万円となります。

(フィリピンにおける調査活動・焼骨実施一覧)

実施時期	実施地域		帰還数 (体分)	備考
平成19年 3月	セブ島	屋外	45	
平成19年12月	ルソン島	屋外	9	
平成20年1～2月	セブ島	屋外	152	
平成20年 7月	セブ島	屋外	45	
平成20年11月	セブ島	民間火葬場	249	・調査収集方式の転換 ・屋外での焼骨許可下りず
平成21年1～2月	ルソン島	屋外	517	・保管施設の設置を検討
平成21年 3月	セブ島	屋外	419	

平成21年 5月	ルソン島	屋外	1260	
平成21年 7月	セブ島	屋外	554	
平成21年 8月	ルソン島	屋外	1555	・イフガオ保管施設完成
平成21年11月	ルソン島	屋外	4370	・事前焼骨許可の取り消し ・一部住民による反対運動
平成21年12月		遺骨帰還		・専用焼骨場建設を検討 ・土地所有者等への接触
平成22年 1月				・専用焼骨場建設の調査
平成22年6～7月	ルソン島	専用焼骨場	2191	・保管施設併設の焼骨場完成
平成22年 8月	ルソン島	専用焼骨場	1638	
平成22年 9月	ルソン島	専用焼骨場	2460	
平成22年10月				・NHK報道

(2) 厚労省から事業委託後の課題（平成21年度）

○仮安置施設の必要性

平成21年度に事業委託（フィリピンにおける海外未送還遺骨情報収集事業）を当法人が受託することとなり、現地での活動が広がりつつある中で、収集される情報も発見されるご遺骨の量も膨大になり、長い間、現地住民の負担が大きくなるため、土地家屋などの借り受けを継続することが困難な事態となりました。

○現地における焼骨が必要な理由

日本に戦没者のご遺骨を持ち帰るためには、日本の動植物検疫法により、現地において焼骨することが義務付けられている（但し、帰国後、日本国内において、厚労省は再火葬を行っている）ことから、日本が主権を回復した昭和20年代後半から始められた遺骨収集の初期段階から現在に至るまで、南方などフィリピンをはじめ世界各国の現地で、薪を組んだ「屋外での焼骨」が実施されています。

当法人もフィリピンにおいて現地行政府から焼骨に必要な許可証を取得し、日本政府派遣団に協力して、厚労省職員立ち合いの下、情報収集、遺骨収容、焼骨などの作業を行いました。

火葬の習慣がほとんどないフィリピンの現地事情も考慮し、日本政府派遣団との共同作業でも、現地行政府から必要な許可を得て、十分なスペースのある山奥など、人目に触れにくい屋外での焼骨を行いました。

①セブ島における焼骨（フィリピン公衆衛生法に抵触するという指摘）

セブ島は、当法人が最初に現地事務所を設置したビサヤ地方の中心地であり、フィリピン主要島別でも最も遺骨収容が進んでいることから、早い段階で情報収集の拠点となり、調査初期の平成19年3月から平成21年7月までの間、合計6回の焼骨（うち屋外5回、屋内1回＝民間火葬場）を実施しました。

定められた派遣期間内に焼骨を終えるための時間的制約、安置や保管、冷却するのに必要な場所を施設内で確保する物理的制約、使用料の算定が難しくなる経済的制約、人体を火葬する装置としての技術的制約などの観点からセブ島の民間施設における焼骨は、不可能と判断しました。

その後、現地行政府からの許可を得て、屋外における焼骨を行ったものの、最終的には、フィリピン公衆衛生法に抵触する可能性があるという一部現地新聞の報道もあり、セブ州内で屋外における焼骨は認められなくなりました。

戦後の遺骨収集で日比両政府とも屋外での焼骨を繰り返し実施し、互いに申請と許可について合意があり、戦後60年以上問題になることはなかったにも関わらず、セブ島での屋外の焼骨は認められないことになりました。

3度焼骨を行ったセブ島の宿泊施設では、オーナーからの施設売却（約1500万円）の話があり現地スタッフが断ったところ、焼骨をしたことで客足が遠のき、経営的被害を受けたと政府派遣団員などを相手に訴訟を提起するといった騒動も発生しました。

こうした経緯から、他の州や地域での焼骨を検討した結果、日米両軍が激しい戦闘を行ったルソン島北部イフガオ州において、現地行政が屋外での焼骨について許可を出すという点、また調査収容実績の点から、同地に仮安置施設を設置して、フィリピン全土からご遺骨を集積し、焼骨を行うこととしました。

ところが、その後、イフガオ州でも屋外での焼骨ができなくなる事態が発生しました。

②セブ島における遺骨収集許可取り消しの経緯

平成21年8月、首都マニラから陸路で約10時間以上かかるルソン島北部イフガオ州において、仮安置施設の落成法要と合わせて、焼骨式が行われました。

この後、フィリピン全土からイフガオ仮安置施設に、ご遺骨が移送収容されるようになり、平成21年10月には、4000体分以上のご遺骨が安置されるようになりました。

平成21年11月には、セブ州ポロ町において収容された遺骨をイフガオ州に移送し、そこに各地から集積されているご遺骨と一緒に焼骨して、日本に持ち帰る予定で、現地行政府の許可を事前にすべて取得して、日本政府収集団が派遣されました。

ところが、ポロ町での収集作業を開始してすぐ、セブ州知事により「日本政府からODA（政府開発援助）の話がセブ州に下りてきていないので、セブ州内での遺骨収集は許可できない」という理由で許可が取り消されました。

政府派遣団と当法人メンバーは、ポロ町での収容作業は諦め、イフガオ州に移動して既に各地から集積されているご遺骨の焼骨を実施することとしました。

③ルソン島イフガオ州における焼骨許可取り消しと妨害

平成21年11月、フィリピン・ルソン島北部イフガオ州において、4370体分のご遺骨の焼骨を屋外で行うに当たり、現地行政府から事前許可を得ていた場所での実施を止めるように、次のような妨害行為がありました。

- (ア) 現地保健局担当者に対して、圧力がかかり、事前許可が取り消された。
- (イ) 市長など上部部局に対して、再申請を行い、焼骨許可の再交付を受けた。
- (ウ) 一部現地住民が「公害および健康被害への懸念」という理由などで、

焼骨予定地への進入路をバリケードやプラカードを持って封鎖した。

(エ) 場所を変更して焼骨を実施するため、再々申請を行い、許可を得た。

しかし、書面による許可が出なかった。

その結果、厚労省職員と政府派遣団員は焼骨作業を放棄して離脱、当法人メンバーのみで焼骨を行うこととなりました。

焼骨後、当法人メンバーの手で、在マニラ日本大使館にご遺骨を移送したところ「政府派遣団（厚労省）から持ち込まれたご遺骨については、受け取るように指示を受けているが、民間団体である空援隊からのご遺骨についてはその指示を受けていないので、あくまでも緊急避難的に一時預かる。」という理由で、同大使館の倉庫に安置されることとなりました。

その後、追加書類を取得する形で体裁を整え、同年12月に、帰還が実現しました。

この後、フィリピンにおいて屋外での焼骨は「大気汚染防止法が適用されるため実施できない。」という事態が発生しました。その打開策として、マニラ在住の日本人協力者から土地提供の申し出があったことをきっかけに、厚労省も外務省も同意して、焼骨場の建設話が進み始めました。しかし、フィリピン現地政府からの条件が厳しく、日本政府に実現のため助力を求めたところ、その協力はできないという回答になり、最終的に協力者は提案を取り下げました。

その結果、現地で焼骨できなければ、日本への遺骨帰還ができないという状況となり、事実上、事業停止に追い込まれかねないため、当法人として、独自に、日本人戦没者専用の焼骨場建設の可能性の調査に着手しました。

(2) 厚労省から事業委託後の課題（平成22年度）

○日本人戦没者遺骨専用の焼骨場について

平成21年12月から平成22年にかけて、焼骨場建設のための調査を継続する中で現地からのご協力を得ることができ、5年間という期間限定ではあるものの、焼骨装置と仮安置施設を併設した日本人戦没者専用の焼骨場建設の目途が立ちました。

平成22年初夏に、同施設は、必要な許可証をすべて取得し稼働しました。厚労省は、その費用負担（約2600万円）について「厚労省の予算は、単年度で組まれるため、一度に支払うことはできない。一回ごとの使用料に、その費用を上積みして、数年に分けて支払う」（厚労省社会・援護局援護企画課外事室梅原室長・当時）という約束で設備等の初期費用（建屋建築費、焼骨装置、発電機など）については、当法人が一時的に負担することで、返済していくという合意がなされました。

そして平成22年7月、8月、9月と3回の日本政府派遣団により、同焼骨場が使用され、少しずつ返済が始まりました。

○フィリピンにおける遺骨帰還事業の現状

ところが、平成22年10月に、NHKによる虚偽・誤報の番組が報道され、フィリピンにおける遺骨帰還事業は中断を余儀なくされました。

厚労省の調査において、報道されたような遺骨の盗難事件と厚労省の指示に従い当時

委託を受けていた当法人の事業活動との関連は認められないと結論付けられ、NHKとの訴訟においても、名誉棄損を認める判決が明確に示されています。

しかし、日比両政府間における遺骨帰還事業に関するガイドライン協議は、進展を見せないまま、現在まで事業は停止した状態が続いています。

(3) 委託事業終了後の活動と課題（平成23年度から現在まで）

○中部太平洋（サイパン）などにおける収容

フィリピンにおける遺骨帰還事業の中断以降、遺骨帰還事業を実施する他の民間団体と連携を取りつつ厚労省も参加する形で、4つのサイパン集団埋葬地における発掘収容、米兵の発掘収容（5人分）、JPAC（米戦争捕虜ならびに行方不明兵士捜索機関）との共同調査、米国国立公文書館における資料情報収集などを行っております。

○厚労省の翻意

厚労省社会・援護局援護企画課外事室は、遺骨帰還事業の担当部局であり、梅原前々室長（平成24年3月定年退官）から山口前室長（平成25年9月早期退官）まで、引き継ぎされていた（2）の事項について、望月現室長（平成25年10月就任）となられてからは「前室長の約束していたことは撤回する」という態度となりました。

当法人としては、フィリピンをはじめ、南方や中部太平洋におけるご遺骨収容促進のための要請を継続して行ってきたものの、事態が進展する気配は見られず、「国の事業」「国家の責任」といわれる遺骨帰還事業は、「戦没者遺骨帰還に関する法案」提出の報道がなされる中、実際に帰還させるために必要な方策、現地対策などは全く抜きにして、話が進められているように思われます。

今回、当法人としては、望月室長に面談し、メールや電話などで善処をお願いしてきましたが、聞き届けられることはなく、誠意ある回答も得られなかったため、平成26年1月16日付で、立替金と貸付金についての内容証明郵便を送付しました。

また、平成26年2月12日には、戦没者遺骨早期収容促進協議会の小西理事長が、厚労省の古都賢一審議官（賃金、社会・援護・人道調査担当）、井原辰雄 社会・援護局援護企画課長、望月文明外事室長と面談し、空援隊との間で仲裁できることはないかを確認したところ、「空援隊とお互いの信頼はもうない」（古都審議官）との発言がありました。

これにより、当法人としては、厚労省と話し合う余地はないものと判断し、今後立替費用などに関して、支払請求を提訴していくこととなりました。

以上

平成26年2月14日
特定非営利活動法人
空援隊